

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

交野市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

交野市長

公表日

令和7年12月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関連事務
②事務の概要	<p>介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で使用している。</p> <p>①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ②第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ③介護保険料賦課、特別徴収額の通知に関する事務 ④介護保険料の減免、徴収猶予等に関する事務 ⑤介護保険料の滞納整理、処分に関する事務 ⑥介護保険料の還付、充当に関する事務 ⑦介護保険料の消滅時効及び不納欠損に関する事務 ⑧要支援認定、要介護認定等の申請 ⑨居宅介護(予防)福祉用具購入費、居宅介護(予防)住宅改修費等の支給 ⑩居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成(変更)依頼 ⑪負担限度額認定や各種減免認定の申請 ⑫高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費等の支給申請 ⑬⑥・⑨・⑫の事務において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務</p>
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保連合会伝送通信ソフト、滞納支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、口座登録・連携ファイル関係情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表100の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145及び161の項 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表131及び132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	交野市総務部総務課 〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号 電話番号072-892-0121(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	交野市役所福祉部高齢介護課 〒576-0034 大阪府交野市天野が原町5丁目5番1号 電話番号072-893-6409
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムからデータにアクセスできる職員を制限している。 交野市の情報セキュリティポリシー遵守、情報セキュリティ研修等を受講したうえで業務を遂行している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	システムからデータにアクセスできる職員を制限している。 交野市の情報セキュリティポリシー遵守、情報セキュリティ研修等を受講したうえで業務を遂行している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I-5 ②所属長	高齢介護課長 菅 和美	高齢介護課長	事後	
平成31年4月1日	II-1 ①いつの時点か	平成28年4月1日時点	2019/4/1	事後	
平成31年4月1日	II-2 ①いつの時点か	平成28年4月1日時点	2019/4/1	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	「IV リスク対策」の記載なし	「IV リスク対策」を記載	事後	
令和2年4月1日	I-1 ②事務の概要	①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ②第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ③保険料賦課、特別徴収額の通知 ④保険料の減免、徴収猶予等の申請 ⑤保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑥要支援認定、要介護認定等の申請 ⑦居宅介護(予防)福祉用具購入費、居宅介護(予防)住宅改修費等の支給 ⑧居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成(変更)依頼 ⑨負担限度額認定や各種減免認定の申請 ⑩高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費等の支給申請	①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ②第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ③介護保険料賦課、特別徴収額の通知に関する事務 ④介護保険料の減免、徴収猶予等に関する事務 ⑤介護保険料の滞納整理、処分に関する事務 ⑥介護保険料の還付、充当に関する事務 ⑦介護保険料の消滅時効及び不納欠損に関する事務 ⑧要支援認定、要介護認定等の申請 ⑨居宅介護(予防)福祉用具購入費、居宅介護(予防)住宅改修費等の支給 ⑩居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成(変更)依頼 ⑪負担限度額認定や各種減免認定の申請 ⑫高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費等の支給申請	事後	
令和2年4月1日	I-1 ③システムの名称	COKAS-R/AD II (介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム)、中間サーバー、国保連合会伝送通信ソフト	COKAS-R/AD II (介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム)、中間サーバー、国保連合会伝送通信ソフト、滞納支援システム	事後	
令和3年9月1日	I-4 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、117、119の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第2、3、5、6、7、10、12条の3、15、19、25、25条の2、30、32、33、43、43条の2、44、46、47、49、55、55条の2、59条の3条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二 93、94の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第46条、47条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、117、119の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第2、3、5、6、7、10、12条の3、15、19、25、25条の2、30、32、33、43、43条の2、44、46、47、49、55、55条の2、59条の3条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二 93、94の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第46条、47条	事後	
令和5年1月1日	I-1 ②事務の概要	①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ②第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ③介護保険料賦課、特別徴収額の通知に関する事務 ④介護保険料の減免、徴収猶予等に関する事務 ⑤介護保険料の滞納整理、処分に関する事務 ⑥介護保険料の還付、充当に関する事務 ⑦介護保険料の消滅時効及び不納欠損に関する事務 ⑧要支援認定、要介護認定等の申請 ⑨居宅介護(予防)福祉用具購入費、居宅介護(予防)住宅改修費等の支給 ⑩居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成(変更)依頼 ⑪負担限度額認定や各種減免認定の申請 ⑫高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費等の支給申請	①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ②第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ③介護保険料賦課、特別徴収額の通知に関する事務 ④介護保険料の減免、徴収猶予等に関する事務 ⑤介護保険料の滞納整理、処分に関する事務 ⑥介護保険料の還付、充当に関する事務 ⑦介護保険料の消滅時効及び不納欠損に関する事務 ⑧要支援認定、要介護認定等の申請 ⑨居宅介護(予防)福祉用具購入費、居宅介護(予防)住宅改修費等の支給 ⑩居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成(変更)依頼 ⑪負担限度額認定や各種減免認定の申請 ⑫高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費等の支給申請 ⑬⑥・⑨・⑫の事務において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務	事後	
令和5年1月1日	I-2	介護保険情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	介護保険情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、口座登録・連携ファイル関係情報	事後	
令和5年1月1日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1号、別表第一68の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	・番号法第9条第1号、別表第一68の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月11日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	交野市役所福祉部高齢介護課 〒576-0034 大阪府交野市天野が原町5丁目5番1号 電話番号072-893-6400(代表)	交野市役所福祉部高齢介護課 〒576-0034 大阪府交野市天野が原町5丁目5番1号 電話番号072-893-6409	事後	
令和7年12月11日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1号、別表第一68の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	・番号法第9条第1項 別表100の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事後	
令和7年12月11日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、117、119の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第2、3、5、6、7、10、12条の3、15、19、25、25条の2、30、32、33、43、43条の2、44、46、47、49、55、55条の2、59条の3条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二93、94の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第46条、47条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145及び161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表131及び132の項	事後	
令和7年12月11日	II-1 いつの時点か	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年12月11日	II-2 いつの時点か	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年12月11日	IV-8 人手を介在させる作業		2) 十分であるシステムからデータにアクセスできる職員を制限している。 交野市の情報セキュリティポリシー遵守、情報セキュリティ研修等を受講したうえで業務を遂行している。	事後	
令和7年12月11日	IV11 もっとも優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスクへの対策 2) 十分であるシステムからデータにアクセスできる職員を制限している。 交野市の情報セキュリティポリシー遵守、情報セキュリティ研修等を受講したうえで業務を遂行している。	事後	